

接触確認アプリCOCOAの 現状と課題

2020年9月17日

厚生労働省

接触確認アプリ ～プライバシーへの配慮と接触の通知の仕組み～

- 接触確認アプリは、本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができます。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

＜プライバシーに最大限配慮＞

厚生労働省

※仕様は開示する

- ・電話番号、位置情報など個人が特定される情報は記録しない
- ・どこで、いつ、誰と近接したか、互いにわからない
- ・近接に関する情報（ランダムな符号）は端末内のみで保持し、14日経過後に自動で無効となる
- ・利用の同意はいつでも撤回し、アプリを削除して、記録を消去できる

＜ブルートゥースによる接触の検知＞

- ・ブルートゥースにより、1メートル以内、15分以上接触した可能性を検知
- ・ブルートゥースをオフにすると記録しない
- ・消費電力の少ないブルートゥースを使用

＜陽性者との接触の可能性を通知、検査の受診などを案内＞

国・自治体では、個人情報や陽性者と接触者の関係はわからない

厚生労働省

通知サーバー

PCR陽性

①陽性者の把握、健康観察等（処理番号を送付）

②処理番号と日次鍵を送信し、陽性登録（※）

③陽性者からの通知である旨を処理番号で照会

④処理番号の確認結果を回答

⑤陽性者の日次鍵を元に近接した可能性を通知。帰国者・接触者外来等の受診までをアプリまたはコールセンターで案内

⑥案内された帰国者・接触者外来等に予約、受診

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）

保健所

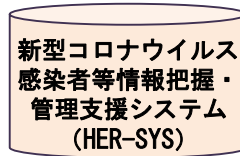
※処理番号：陽性者本人が新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに登録した携帯電話又はメールアドレスに送付される、陽性者である旨の確認のための番号

日次鍵：各端末で毎日生成されるランダムな符号で、陽性登録がなされると、これを元に接触の可能性のある利用者に通知

- ・PCR陽性でない方が登録しないよう、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムから処理番号を本人に発行し、本人がアプリで入力する。
- ・通知を受けた方には、医療機関等の受診までを、アプリまたはコールセンターで案内する。
- ・通知を受けた方が検査を受ける場合、検査に係る本人の費用負担は発生しない。

新型コロナウイルスの陽性が判明した場合、本人が同意して、本人がアプリで登録いただきます

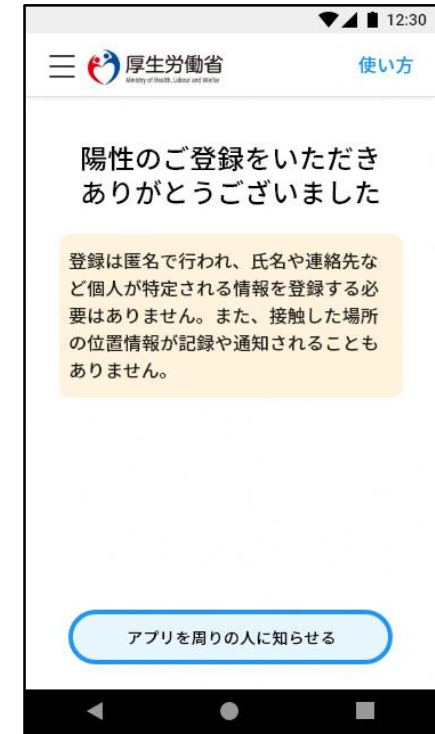
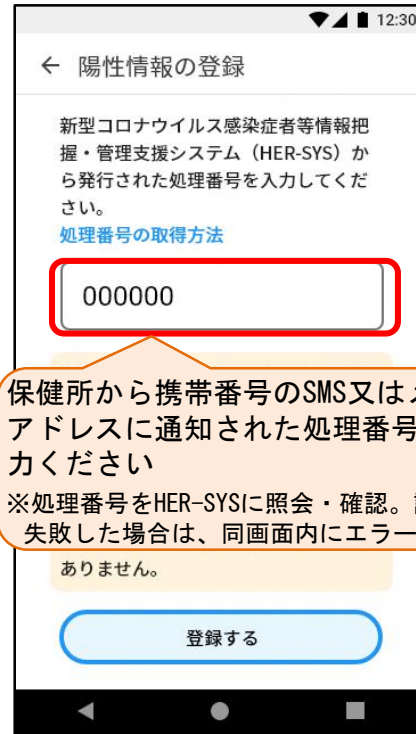
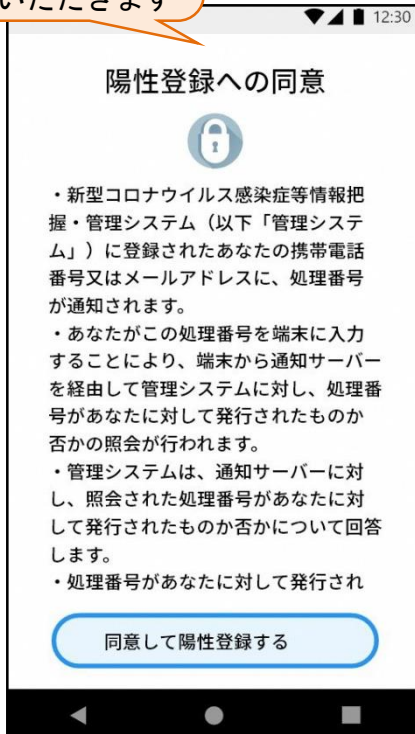
- 陽性者でない方がアプリで通知の登録をしないよう、本人がPCR検査等の際に新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に登録した電話番号のSMS又はメールアドレスあてに、「処理番号」を通知します。
- 本人が陽性の登録について同意し、本人がアプリの画面で「処理番号」を登録したら、通知の登録がされます。



- ・保健所等において、PCR検査等の際、HER-SYSに電話番号、メールアドレスを登録。
- ・保健所において、アプリの利用の有無及び陽性者登録の希望の有無を本人に確認し、HER-SYSに登録。処理番号を通知する。

陽性者である旨の登録と他の利用者への通知について、同意いただきます

画面イメージ



陽性者との接触の可能性があった場合に、本人が確認すると、通知を見ることができます

- 陽性者との接触の可能性の情報は、メイン画面で表示するのではなく、本人が「確認」を選択すると確認できる流れとします。
(※) 接触の可能性の情報は、1日1回程度、更新されます。

利用開始後に最初に表示する画面
(メイン画面)

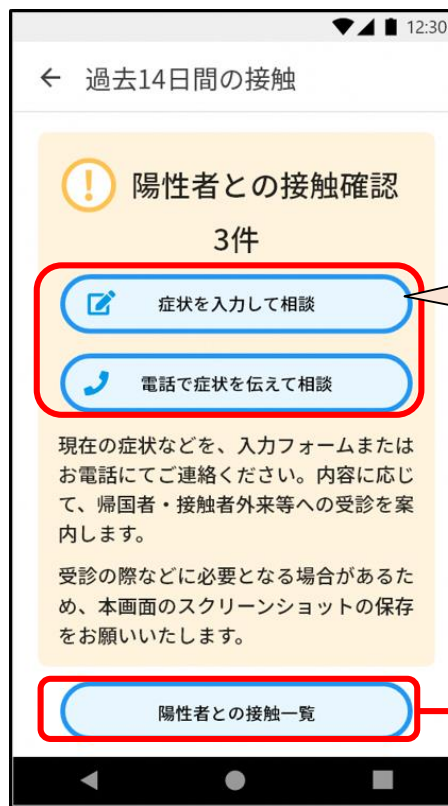


「陽性者との接触を確認する」を押下すると表示される画面

接触が確認されない場合



接触が確認された場合



画面イメージ

症状等に応じて、帰国者・接触者外来等への受診を案内

The screen shows a table of contacts confirmed in the past 14 days. The table has columns for date and number of contacts.

過去14日間の接触	一覧
以下の日に陽性者との接触が確認されました。	
2020/8/1	1件
2020/8/2	2件

※接触の可能性が同一の者であるかどうかは、システムでも判別しませんので、同一の者でも一日単位で件数が表示されます。

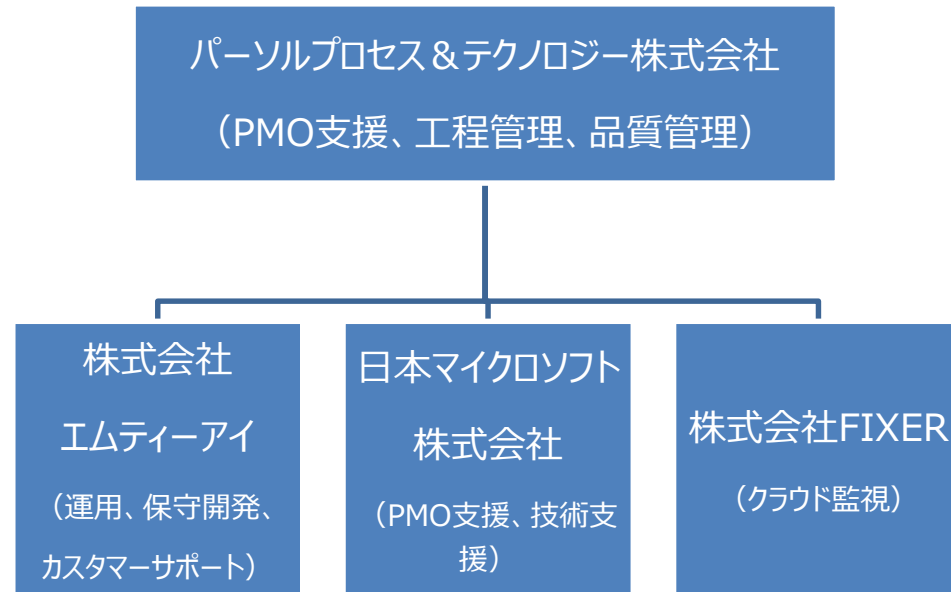
開発経緯と保守運用体制

- テックチームでまとめられた仕様書及び有識者会合からの評価書に沿って厚生労働省がアプリを開発・運用。
- 厚生労働省からパーソルプロセス&テクノロジー株式会社に開発・運用を委託し、同社から再委託（体制及び役割は下図のとおり）。
- プログラムの開発については、民間の技術者が参画するオープンソースコミュニティ、COVID-19 Radar Japanも協力。

▶ リリース・アップデート

- 6月19日：試行版としてリリース
- 6月30日：iOS版バージョン1.1.1リリース
※Android版は7月1日
任意の番号を陽性者の登録画面に処理番号として入力した場合に「完了しました」という表示が出る問題等を修正。⇒7月3日より処理番号の発行を開始。
- 7月13日：iOS版バージョン1.1.2リリース
※Android版は7月14日
接触確認アプリに陽性者として登録を行う際、正しい処理番号を入力しても登録することができない事象を解消。⇒7月15日より処理番号の発行を再開。
- 9月8日：iOSバージョン1.1.3リリース
※Android版は9月9日
接触の検知精度の適正化を図るため内部処理を改良。
- 引き続き、利用者からのご意見等を踏まえ、機能・デザインの改善を図っていく予定。

▶ 保守運用体制



- ※ 8月以降の保守運用体制
- ※ 接触確認アプリの開発・運用は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の開発・運用と一体的に契約しているが、体制図は接触確認アプリについてのみ記載。
- ※ 一部業務を株式会社エムティーアイから再々委託している。

プライバシーへの配慮とセキュリティ対策

▶ 評価書の記載

※評価書:「接触確認アプリ及び関連システム仕様書」に対するプライバシー及びセキュリティ上の評価及びシステム運用上の留意事項
(2020年5月26日 接触確認アプリに関する有識者検討会合)

- 厚生労働省及び委託先事業者は、行個法上の義務を負い、また、場合によっては委託先事業者は個人情報上の義務も負う。
- 本アプリは、ユーザーが陽性者や接触者であるという機微な情報を取り扱うものであり、広くユーザーに信頼される必要があることから、行個法・個人情報上の義務に加えてプライバシー情報の取り扱いに十分な配慮が必要。
 - 利用開始や陽性者登録等の重要な局面で、ユーザー同意に基づく運用
 - 情報のライフサイクルの各過程でのプライバシーへの十分な配慮



▶ 実装

【利用者の同意】

- アプリにより取得する情報、利用目的等を利用規約及びプライバシーポリシーに明記し、利用開始時に同意を得るとともに、アプリ内や厚生労働省HPで閲覧が可能としている。
- 日次鍵は端末内に保存され、利用者が新型コロナウイルス感染症陽性と診断された際に処理番号とともに通知サーバーに送信されるが、その際にも以下の点を表示、同意を得た上で送信する仕組みとしている。
 - 処理番号による認証を行うこと
 - 他のアプリ利用者の端末に日次鍵が提供されること
 - 14日以内に接触があった方が接触した可能性を知ることができること
 - その際、陽性者本人を識別可能な情報はなく

【プライバシー情報の適切な管理】

- 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策として、外部からの不正アクセス防止、稼働時・定期的な脆弱性診断、通信の暗号化等を行っている。
- 通知サーバーは国内クラウドを使用。保存情報のアクセス等の権限は厚労省及び委託先事業者のみが有し、契約終了後のデータの速やかな削除を契約で担保

接触確認アプリに関する問い合わせ・相談

- 利用者から、**障害の可能性も含めて様々なご意見・情報**をメールサポートデスクで受信。
- アプリの障害である可能性もあるものの、ご利用者による誤認との切り分けや原因の特定に至っていない事象もある。

＜障害の可能性もある問い合わせ・相談の例＞

- 通知が表示されたが接触確認アプリを開いても「接触なし」と表示される。
- 利用開始後しばらく経ったが、利用開始画面が再度表示される。
- 接触ありと通知されたが、陽性者と接触の心当たりがない。
- 機能無効、地域非対応等の表示によりインストール・利用開始できない。
- 正しい処理番号を入力しても陽性者としての登録ができない



利用者から寄せられる情報を元に、速やかにアプリの機能等の改善を行い、より多くの皆様に安心してご利用いただくために、**利用者の同意・ご協力のもと、本アプリ内で実施した処理のログ（※）を送信いただくことができる機能の実装**について検討

※氏名、電話番号、メールアドレスなどの特定個人を識別しうる情報、位置情報、IPアドレスなどの端末を特定しうる情報は**含まない**

參考資料

○接触確認アプリケーション利用規約

(令和2年6月19日 厚生労働省健康局結核感染症課)

(目的)

第1条 本利用規約は、厚生労働省が提供する接触確認アプリケーションの利用に関し、これを利用するすべての者に適用される利用条件その他の事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- 一 「接触」とは、概ね1メートル以内の距離で、15分以上の近接した状態にあった可能性が高い状態をいいます。
- 二 「陽性者」とは、新型コロナウイルス感染症の陽性診断が確定した者をいいます。
- 三 「接触確認アプリケーション」及び「本アプリ」とは、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用し、人と人との接触を検知及び記録し、あるアプリ利用者について陽性者であることが判明した場合に、当該陽性者の同意のもと、当該陽性者との間で過去14日以内に接触を確認された他のアプリ利用者が、当該陽性者について個人として識別可能な情報を受け取ることなく、自らが過去14日以内に陽性者と接触したことがある旨の情報について通知を受け取ることができるアプリケーションをいいます。
- 四 「アプリ利用者」とは、本アプリを利用して、本アプリが提供するサービスの利用を行う者をいいます。
- 五 「アプリ導入端末」とは、本アプリを導入したスマートフォン端末をいいます。
- 六 「日次鍵」とは、アプリ導入端末において、当該端末と一対一の対応関係を持ち、24時間単位で変更される識別子をいいます。
- 七 「接触符号」とは、アプリ導入端末において、日次鍵をもとに生成され、10分単位で変更される識別子をいいます。
- 八 「通知サーバー」とは、アプリ導入端末と連携して、アプリ利用者が必要事項に同意の上でアプリ導入端末から登録した日次鍵を管理し、一定の条件下で当該日次鍵を他のアプリ利用者のアプリ導入端末に提供する機能を有する、厚生労働省が管理するサーバーをいいます。
- 九 「管理システム」とは、新型コロナウイルスの陽性者及び濃厚接触者の情報を管理するため、厚生労働省が運用し、都道府県及び保健所設置市において利用される、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムをいいます。
- 十 「処理番号」とは、アプリ利用者が陽性者であると判明した場合に、管理システムから当該アプリ利用者に対して、ランダムに発行され、通知がされる無意かつ一時的な番号をいいます。

(本利用規約への同意)

第3条 アプリ利用者は、本利用規約の定めに従って本アプリを利用しなければならず、本利用規約の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意しない限り、本アプリを利用できません。

2 アプリ利用者は、実際に本アプリの利用を開始した場合には、本利用規約の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意したものとみなされます。

(本アプリによる情報の生成、記録及び提供等の仕組み)

第4条 アプリ利用者は、本アプリの利用を開始する前に、本アプリによる情報の生成、記録及び提供等の仕組みに関する次に掲げる事項について、十分に理解した上で、本利用規約に同意し、本アプリの利用を開始しなければなりません。

- 一 アプリ利用者のアプリ導入端末において自動的に日次鍵が生成され、記録されるとともに、記録された日次鍵は、生成から14日が経過した後に自動的に無効となること。
 - 二 アプリ利用者のアプリ導入端末において接触符号が自動的に生成され、記録されるとともに、記録された接触符号は、生成から14日が経過した後に自動的に無効となること。
 - 三 アプリ利用者及び接触状態にある他のアプリ利用者がそれぞれのアプリ導入端末のBluetoothを起動している間に限り、Bluetoothを利用して、(i)自らのアプリ導入端末において生成され記録されている接触符号が、接触状態にある他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自動的に提供され、記録されるとともに、(ii)当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において生成され記録されている接触符号が、自らのアプリ導入端末に対して自動的に提供され、記録されること。
 - 四 前号によりアプリ導入端末に記録された他のアプリ利用者の接触符号は、記録から14日が経過した後に自動的に無効となること。
 - 五 アプリ利用者が、自らが陽性者であると判明した場合において、(a)他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自らのアプリ導入端末に記録された日次鍵が提供され、かつ、(b)他のアプリ利用者のうち14日以内に自らと接触状態となったことのある者については当該陽性者を個人として識別可能な情報の提供を受けずに不特定の陽性者との接触した可能性がある旨を知ることができる状態となることについて、別途同意した場合は、(i)管理システムに別途登録した自らの携帯電話番号又はメールアドレスに通知された処理番号を自らのアプリ導入端末に入力することにより、(ii)当該アプリ導入端末から通知サーバーを経由して管理システムに対し、入力された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かの照会が行われ、(iii)管理システムから通知サーバーに対し、当該照会された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かについての回答が行われること。かかる照会の結果、当該照会された処理番号が陽性者に対して発行されたものである旨の回答が行われた場合は、陽性者自らのアプリ導入端末に記録された日次鍵が、通知サーバーを経由して他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自動的に提供され、当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において、最大で過去14日間分さかのぼって当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末内に記録された接触符号の検索が自動的になされ、一致する接触符号の記録があることが判明した場合には、当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において、不特定の陽性者との接触の可能性についての通知がされること。
- 2 アプリ利用者は、実際に本アプリの利用を開始した場合には、前項の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意したものとみなされます。

(本アプリ等に関する知的財産権等)

- 第5条 厚生労働省がアプリ利用者へ提供する一切のサービス、プログラム及び各種著作物(本利用規約及び利用手順書等を含みます。以下同じ。)に関する著作権及び著作者人格権、商標権その他の知的財産権並びにノウハウその他の知的財産に係る権利は、全て厚生労働省に帰属します。
- 2 アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、厚生労働省がアプリ利用者へ提供する一切のサービス、プログラム及び各種著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。
- 一 本利用規約に従った本アプリの適正な利用のためにのみ使用すること。
 - 二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと。
 - 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は担保の設定をしないこと。
 - 四 厚生労働省が指定する者が表示した著作権表示又は商標権表示を削除又は変更しないこと。
- 3 前2項にかかわらず、オープンソースの利用に関連して、当該オープンソースの規定に従う必要がある事項については当該規定が優先します。当該オープンソースに関しては、<https://github.com/cocoa-mhlw/cocoa>において確認することができます。

(利用可能時間及び利用の停止等)

- 第6条 本アプリの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。ただし、管理システムの運転状況により、本アプリの一部の機能の提供ができない場合があります。
- 2 厚生労働省は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、アプリ利用者に対し、事前に厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウェブサイト又は本アプリ内に掲載した上で、本アプリの利用の停止、休止又は中断をさせることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、事前に通知することなく本アプリの利用の停止、休止又は中断をさせることができるものとします。
- 一 本アプリの運用機器等のメンテナンスが予定される場合
 - 二 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - 三 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本アプリの運用に係る重大な障害が発生した場合
 - 四 法令又はこれに基づく措置により、本アプリの運用が不可能となった場合
 - 五 その他、厚生労働省において、本アプリの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合
- 3 厚生労働省は、本アプリの利用が著しく集中した場合には、本アプリの利用を制限することができるものとします。

(禁止事項及び遵守事項)

- 第7条 アプリ利用者は、本アプリの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
- 一 本アプリを本来の目的以外の目的で利用すること。
 - 二 不正アクセス行為、本アプリのサーバーやネットワークシステムに支障を与える行為、本アプリを不正に操作する行為、本アプリの不具合を意図的に利用する行為をすること。
 - 三 類似又は同様の問い合わせを必要以上に繰り返す行為、提供者に対し不当な要求をする行為、その他の提供者による本アプリの適正な管理及び運用並びに第三者による本アプリの利用を妨害し、これらに支障を与える行為をすること。
 - 四 本アプリに対し、ウイルス・マルウェア等に感染したファイルを故意に送信すること。
 - 五 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれがある行為、反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為、提供者又は第三者になりすます行為、意図的に虚偽の情報を流布させる行為をすること。
 - 六 第三者の個人情報、利用情報などを不正に収集、開示又は提供する行為をすること。
 - 七 その他、本アプリの適正な運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為であると厚生労働省が判断する行為をすること。
- 2 厚生労働省は、アプリ利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該アプリ利用者による本アプリの利用を停止させることができるものとします。
- 3 アプリ利用者は、本アプリの利用に当たり、以下の事項を遵守するものとします。
- 一 複数のスマートフォン端末を保有する場合は、できる限り、最も利用する一の端末に本アプリを導入すること。
 - 二 アプリ導入端末を第三者に持ち歩かせないようにすること。
 - 三 本アプリが更新され、アプリ利用者においてダウンロードが可能な状態になったときには、アプリ導入端末に最新のアプリケーションをダウンロードして更新すること。
 - 四 アプリ導入端末を第三者に譲渡、承継若しくは貸与し、又は破棄する場合は、あらかじめ本アプリを削除すること。

(アプリ利用者の設備等)

- 第8条 アプリ利用者は、本アプリを利用するために必要なすべての機器及びソフトウェア(スマートフォン端末及び通信手段に係るすべてのものを含みます。)を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は、アプリ利用者が自己の責任で行うものとします。
- 2 本アプリを利用するために必要な通信費用その他本アプリの利用に係る一切の費用は、アプリ利用者の負担とします。
- 3 アプリ利用者が未成年者である場合は、当該アプリ利用者は、親権者その他の法定代理人が本アプリの利用に同意した上で、自らに対してその使用を認めスマートフォン端末を使用して、本アプリを利用するものとします。
- 4 アプリ利用者が本アプリを利用する際の環境状況は、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウェブサイトに掲載する条件とします。

(免責事項)

第9条 厚生労働省は、本アプリを利用すること（利用に際してウイルス・マルウェア等に感染したことその他理由の如何を問いません。）又は利用できないこと（本アプリの利用の停止、休止、中断若しくは制限、本アプリの動作不良又は通信回線の障害その他理由の如何を問いません。）その他本アプリに起因又は関連してアプリ利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。但し、厚生労働省が自らの故意又は重大な過失によりかかる損害の全部又は一部を生じさせたものである場合は、かかる損害の当該全部又は一部については、この限りではありません。

2 アプリ導入端末間の距離の測定は、Bluetoothの信号強度に依っており、Bluetooth信号が通過するバリア（ガラス窓や薄い障壁など）があるかどうかを考慮する仕組みではなく、アプリ導入端末の性能、所持する方向などの条件や状態によって測定値に差が生じるため、本アプリで計測する接触の距離と時間について正確性を保証するものではありません。

(アプリの利用中止及び記録の削除)

第10条 アプリ利用者は、いつでも任意に、本アプリをアプリ導入端末から削除することにより、本アプリの利用を中止できます。本アプリをアプリ導入端末から削除した場合は、その端末に記録されていた情報は、全て削除され、復元はできません。

(本利用規約の変更)

第11条 厚生労働省は、必要があると認めるときは、アプリ利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を変更することができるものとします。

2 厚生労働省は、本利用規約の変更を行った場合には、遅滞なく厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウェブサイト又は本アプリ内に掲載するものとし、変更後の本利用規約はかかる掲載がなされた時点からその効力を生ずるものとします。

3 前項に規定する変更後の本利用規約の掲載後に、アプリ利用者が本アプリを実際に利用した場合には、当該利用の時点で、アプリ利用者は変更後の本利用規約の内容を十分に理解した上で、変更後の本利用規約に同意したものとみなされます。

(譲渡等禁止)

第12条 本アプリの利用権は、第三者に譲渡、貸与、承継、相続又は担保として提供することはできません。

(連絡方法)

第13条 本アプリに関するアプリ利用者から厚生労働省への連絡は、本アプリ内又は厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウェブサイト内に掲載し、厚生労働省が指定する方法により行っていただきます。

(準拠法及び合意管轄)

第14条 本利用規約及び本アプリの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本法とします。

2 本アプリの利用に起因又は関連して厚生労働省とアプリ利用者との間に生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

○接触確認アプリケーションプライバシーポリシー

(令和2年6月19日 厚生労働省健康局結核感染症課)

厚生労働省は、接触確認アプリケーション（以下「本アプリ」といいます。）の提供に関し、適用ある法令を遵守するとともに、利用者のプライバシーの保護に最大限に配慮し、以下のポリシーにより、本アプリを提供します。

1 本アプリの仕組み

- ① アプリ利用者（本アプリを利用して、本アプリが提供するサービスの利用を行う者をいいます。以下同じ。）のアプリ導入端末（本アプリを導入したスマートフォン端末をいいます。以下同じ。）において自動的に日次鍵（アプリ導入端末において、当該端末と一対一の対応関係を持ち、24時間単位で変更される識別子をいいます。以下同じ。）が生成され、記録されます。
- ② アプリ利用者のアプリ導入端末において接触符号（アプリ導入端末において、日次鍵をもとに生成され、10分単位で変更される識別子をいいます。以下同じ。）が自動的に生成され、記録されます。
- ③ アプリ利用者及び接触（概ね1メートル以内の距離で、15分以上の近接した状態にあった可能性が高い状態をいいます。以下同じ。）状態にある他のアプリ利用者がそれぞれのアプリ導入端末のBluetoothを起動している間に限り、Bluetoothを利用して、(i)自らのアプリ導入端末において生成され記録されている接触符号が、接触状態にある他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自動的に提供され、記録されるとともに、(ii)当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において生成され記録されている接触符号が、自らのアプリ導入端末に対して自動的に提供され、記録されます。
- ④ アプリ利用者が、自らが陽性者（新型コロナウイルス感染症の陽性診断が確定した者をいいます。以下同じ。）であると判明した場合において、陽性者である旨をアプリにおいて登録する場合には、(i)管理システム（新型コロナウイルスの陽性者及び濃厚接触者の情報を管理するため、厚生労働省が運用し、都道府県及び保健所設置市において利用される、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムをいいます。以下同じ。）に別途登録した自らの携帯電話番号又はメールアドレスに通知された処理番号（アプリ利用者が陽性者であると判明した場合に、管理システムから当該アプリ利用者に対して、ランダムに発行され、通知がされる無意かつ一時的な番号をいいます。以下同じ。）を自らのアプリ導入端末に入力することにより、(ii)当該アプリ導入端末から通知サーバー（アプリ導入端末と連携して、アプリ利用者が必要事項に同意の上で端末から登録した日次鍵を管理し、一定の条件の下で当該日次鍵を他のアプリ利用者のアプリ導入端末に提供する機能を有する、厚生労働省が管理するサーバーをいいます。以下同じ。）を経由して管理システムに対し、入力された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かの照会が行われ、(iii)管理システムから通知サーバーに対し、当該照会された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かについての回答が行われます。
- ⑤ かかる照会の結果、当該照会された処理番号が陽性者に対して発行されたものである旨の回答が行われた場合は、陽性者自らのアプリ導入端末に記録された日次鍵が、通知サーバーを経由して他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自動的に提供され、当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において、最大で過去14日間分のさかのぼって当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末内に記録された接触符号の検索が自動的になされ、一致する接触符号の記録があることが判明した場合には、当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において、不特定の陽性者との接触の可能性についての通知がされます。

2 厚生労働省が本アプリを用いて取得する情報及び取得しない情報

- (1) 厚生労働省が取得する情報
 - ・ 厚生労働省は、本アプリを用いて、以下に掲げる情報を取得します。
 - ① 上記1④のプロセスにおいて取得する陽性者の処理番号
 - ② 上記1⑤のプロセスにおいて取得する陽性者の日次鍵
- (2) 厚生労働省が取得しない情報
 - ・ 厚生労働省は、本アプリを用いて、(1)記載の情報以外の情報（以下に掲げる情報を含みますが、これらに限られません。）を取得しません。
 - ・ 厚生労働省は、本アプリを用いて、アプリ利用者から、名前、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、端末の位置情報その他のアプリ利用者を個人として識別可能な情報を取得しません。
 - ・ アプリ導入端末間の接触状態に関する情報は、アプリ利用者が保有する各々のアプリ導入端末内で暗号化した状態で記録され、アプリ導入端末同士の接触に関する情報は、アプリ利用者を含めいかなる者も把握することはできず、厚生労働省もその情報を取得しません。
 - ・ 厚生労働省は、本アプリを用いて、陽性者を個人として識別可能な情報を取得しません。そのため、厚生労働省が、陽性者の同意のもと当該陽性者との間の過去14日以内における接触に関する情報について、他のアプリ利用者が本アプリによる通知を受け取る際に、当該通知を受ける者に対し、当該陽性者を個人として識別可能な情報を提供することはありません。
 - ・ 厚生労働省は、本アプリを用いて、陽性者と接触の可能性がある旨の通知を受けた者について、個人として識別可能な情報を取得しません。そのため、厚生労働省が、本アプリを用いて、当該陽性者に対し、通知を受けた者を個人として識別可能な情報を提供することはありません。
 - ・ 厚生労働省は、本アプリを用いて、陽性者との接触の可能性がある旨の通知を受けた他のアプリ利用者や当該陽性者との間の対応関係や接触の日時に関する情報を取得しません。

3 厚生労働省が取得する情報の利用目的及び利用方法

- (1) 処理番号
 - ・ 厚生労働省は、本アプリにおいて陽性者でない者が陽性である旨の登録をすることを避けるために、厚生労働省が取得した2(1)①記載の陽性者の処理番号を使用します。すなわち、陽性者であるアプリ利用者が本アプリにおいて自ら陽性である旨の登録をする際に管理システムから当該陽性者に対して処理番号を発行の上通知し、陽性者がアプリ導入端末で処理番号を入力することにより厚生労働省の通知サーバーが取得した処理番号は、通知サーバーから管理システムに対する、入力された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かの照会に使用され、当該処理番号が陽性者に対して発行されたものであることが確認されてはじめて陽性である旨の登録が完了するという仕組みをとっています。
 - ・ 厚生労働省は、かかる目的以外の用途には、取得した処理番号を用いませぬ。処理番号は、入力された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かの確認が完了した後、アプリ、通知サーバー及び管理システムのそれぞれにおいて、直ちに削除されます。

(2) 日次鍵

- 厚生労働省は、14日以内に陽性者であるアプリ利用者との接触状態となったことのある可能性のある他のアプリ利用者に対してその旨を通知するために、厚生労働省が取得した2 (1)②記載の陽性者の日次鍵を使用します。すなわち、陽性者であるアプリ利用者の陽性登録完了により厚生労働省の通知サーバーが取得した陽性者の日次鍵が他のアプリ利用者のアプリ導入端末に提供され、当該端末内に記録された接触符号が自動的に検索された結果、一致する接触符号があった場合に、当該他のアプリ利用者に対して陽性者との接触可能性についての通知がなされるという仕組みをとっています。
- 厚生労働省は、陽性者であるアプリ利用者が陽性である旨の登録を希望する場合は、あらかじめ、(a)他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自らのアプリ導入端末に記録された日次鍵が提供され、かつ、(b)他のアプリ利用者のうち14日以内に自らと接触状態となったことのある者については当該陽性者を個人として識別可能な情報の提供を受けずに不特定の陽性者との接触した可能性がある旨を知ることができる状態となることについて、本アプリ上で改めて明示的な同意を取得します。
- 厚生労働省は、かかる目的以外の用途には、取得した日次鍵を用いません。日次鍵は、各アプリ導入端末において生成されてから14日が経過した後に自動的に無効となります。

4 同意の撤回と記録の削除

- 本アプリの利用に関する同意は、アプリ導入端末から本アプリを削除する方法によりいつでも撤回できます。アプリ利用者が上記の方法により同意を撤回した場合は、アプリ利用者のアプリ導入端末内に記録された全ての情報は、削除され、復元できなくなります。
- アプリ導入端末に記録された他のアプリ利用者との接触に関する情報（他のアプリ利用者のアプリ導入端末に記録された接触符号）は、暗号化されて記録され、14日の経過後に、自動的に無効となります。

5 アプリ利用者の情報の管理

- それぞれの導入端末の接触に関する情報は、あくまでそれぞれの導入端末内で管理され、導入端末から外部には提供されません。
- 厚生労働省は、アプリ利用者のプライバシーの確保に支障が生じないよう、本アプリのシステムの運用において、不正アクセス、ウイルス・マルウェア等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。本アプリのシステムの運用の一部を委託する場合には、当該委託先に対しても、適正な情報セキュリティ対策を講じさせます。
- 厚生労働省は、本アプリの運用において、本アプリ以外のシステム等（管理システムを含みますが、これに限られません。）を通じて国又は地方公共団体が管理する特定の個人を識別可能な情報と照合することによりアプリ利用者個人の識別につながるようなことがないよう、取り扱うデータに関する適正な安全管理措置を講じます。本アプリの運用の一部を委託する場合には、当該委託先に対しても、適正な安全管理措置を講じさせます。

6 プライバシーに関するお問い合わせ先

- 本アプリの利用におけるプライバシーに関するご質問等については、本アプリ内又は厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウェブサイト内に掲載し、厚生労働省が指定するお問い合わせ窓口までお問い合わせください。